

第百五十一回国会
衆議院
文部科学委員会
議 録 第 十 二 号

平成十三年五月二十九日(火曜日)

午後三時五十二分開議

出席委員

委員長 高市 早苗君

理事 齊藤斗志二君 理事 鈴木 恒夫君

理事 田野瀬良太郎君 理事 高橋 一郎君

理事 平野 博文君 理事 藤村 修君

理事 西 博義君 理事 都築 讓君

理事 小淵 優子君 岡下 信子君

河村 建夫君 北村 直人君

砂田 圭佑君 谷垣 禎一君

谷田 武彦君 谷本 龍哉君

馳 浩君 林 省之介君

増田 敏男君 松野 博一君

水野 賢一君 森岡 正宏君

家西 悟君 大石 尚子君

鎌田さゆり君 葉山 峻君

肥田美代子君 牧 義夫君

松沢 成文君 山口 壯君

山谷えり子君 池坊 保子君

斉藤 鉄夫君 武山百合子君

石井 郁子君 児玉 健次君

中西 績介君 山内 恵子君

松浪健四郎君

文部科学大臣 遠山 敦子君

文部科学副大臣 岸田 文雄君

文部科学大臣政務官 池坊 保子君

文部科学委員会専門員 高橋 徳光君

委員の異動

五月二十九日

辞任

杉山 憲夫君

山元 勉君

補欠選任

北村 直人君

家西 悟君

同日

辞任

北村 直人君

家西 悟君

補欠選任

杉山 憲夫君

山元 勉君

五月二十九日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)

社会教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二二号)

同月二十五日

私立専修学校の教育・研究条件の改善と父母負担軽減に関する請願(松原仁君紹介)(第二一六七号)

すべての子供たちに行き届いた教育に関する請願(松原仁君紹介)(第二一六八号)

は本委員会に付託された。

五月二十九日

教育予算の拡充並びに義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員定数改善の促進に関する意見書(大阪府松原市議会)(第二一七二七号)

教科書検定に関する意見書(北海道函館市議会)(第二一七八号)

視覚障害者などの読書権保障に関する意見書(高知県議会)(第二一九九号)

スポーツ振興投票に関する意見書(静岡県磐田市議会)(第二二七三〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

学校教育法の一部を改正する法律案

社会教育法の一部を改正する法律案

○高市委員長 これより会議を開きます。

この際、遠山文部科学大臣から発言を求められておりますので、これを許します。遠山文部科学大臣。

○遠山国務大臣 この際、一言申し述べさせていただきます。

去る五月二十三日の都築委員の御質問に対する私の答弁の中に、国民の代表である国会議員に対する答弁としては極めて不適切な発言がありましたので、その箇所を取り消すとともに、おわびを申し上げます。

今後、文部科学委員会の皆様方の御指導、御協力をお願いしながら、文部科学行政の円滑な遂行に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○高市委員長 ただいま付託になりました内閣提出、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案及び社会教育法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。遠山文部科学大臣。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

社会教育法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○遠山国務大臣 このたび、政府から提出いたしました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案及び社会教育法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方分権の時代にあふさわしい地方教育行政制度を実現するためには、教育委員会が、地域住民や保護者の意向をより一層的確に把握し、その信頼にこたえて責任を果たすよう改善を図ることが必要であります。

この法律案は、このような観点から、地域に根差した主体的かつ積極的な地方教育行政が展開されるよう教育委員会の活性化を図るとともに、児童生徒に対する指導が不適切な教員に対し、より一層適切に対応することができるよう所要の措置を講ずるものであります。また、あわせて、公立高等学校の通学区域について、その規制を緩和し、地域住民や保護者の意向、生徒の進路希望等を踏まえ、より弾力的に設定できるようにするものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一は、教育委員会の活性化を図るため、教育委員会の委員の構成に配慮すべきことや、教育行政に関する相談体制の整備を図ることとするともに、教職員の人事に関する校長の意見をより一層反映させることについて、所要の措置を講ずることとしております。

第二は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

第二は、児童生徒に対する指導が不適切な県費負担教職員に対してより適切に対応するため、都道府県教育委員会は、児童生徒に対する指導が不適切であり、研修等必要な措置が講じられなかった指導を適切に行うことのできない市町村の県費負担教職員を免職し、引き続き都道府県の教員以外の職に採用することができるようにするものであります。

第三は、教育委員会が、地域住民や保護者の意向、生徒の進路希望等を踏まえながら、公立高等学校の通学区域をより弾力的に設定できるようにするため、これに係る規定を削除し、通学区域の設定を教育委員会の主体的な判断にゆだねることとするものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

次に、学校教育法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

児童生徒の社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から、小学校等における社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動を促進するとともに、一人一人の能力、適性に応じた教育を進め、その能力の伸長を図るため、大学における飛び入学の促進等を図る必要があります。また、児童生徒の問題行動への適切な対応を図るため、出席停止制度の改善を行うとともに、男女共同参画社会の形成の促進の観点から、盲学校、聾学校及び養護学校の寄宿舎に置かれる養母の名称を見直す必要があります。

今回御審議をお願いする学校教育法の一部を改正する法律案は、以上の観点から、学校教育の改善を図るものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、小学校、中学校、高等学校等において、社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動の

充実に努めるとともに、その実施に当たり、関係団体及び関係機関との連携に配慮することとするものであります。

第二に、小学校及び中学校における出席停止制度について要件を明確化し、手続に関する規定を整備するとともに、出席停止期間中の学習の支援等の措置を講ずることとするものであります。

第三に、大学が特にすぐれた資質を有すると認める者は、高等学校を卒業した者等でなくとも、対象分野を問わず、当該大学に入学させることができることとする。大学院へも優秀な成績を修めた者が飛び入学できることとする。こととあります。

あわせて、大学には、夜間において授業を行う研究科及び通信による教育を行う研究科を置くことができることを明確化するとともに、勤務年数を問わずに、名誉教授の称号を授与できるようにすることとあります。

第四に、盲学校、聾学校及び養護学校の寄宿舎に置かれる養母の名称を寄宿舎指導員に改めるものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

次に、社会教育法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年の都市化、核家族化等に伴い、家庭や地域の教育力が低下していると懸念されておりますが、二十一世紀を担う心豊かなたくましい子供たちをはぐくむためには、家庭や地域の教育機能を高めることが不可欠となっております。

この法律案は、このような観点から、家庭の教育力の向上のための社会教育行政の体制の整備を図るとともに、地域の教育力の向上のため、青少年の体験活動を促進し、あわせて社会教育主事の資格要件の緩和等を行うものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明

申し上げます。

第一は、家庭の教育力の向上のため、教育委員会の事務として、家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設等の事務を規定するとともに、社会教育委員及び公民館運営審議会の委員に家庭教育の向上に資する活動を行う者を委嘱することができるようにすることとしたしております。

第二は、青少年に対し社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施等の事務を規定することとしたしております。

第三は、社会教育主事となるための実務経験の要件を緩和し、社会教育に関する事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識または技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間を評価できるようにすることとしたしております。

第四は、国及び地方公共団体が、社会教育に関する任務を行うに当たって、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする旨を規定することとしたしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○高市委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、明三十日水曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二分散會

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

日次中「第四十七条の三」を「第四十七条の四」に改める。

第四条に次の一項を加える。

4 地方公共団体の長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者(親権を行う者及び未成年後見人を含む)である者が含まれるように努めなければならない。

第十三条第三項中「議事は」の下に「第六項ただし書の発議に係るものを除き」を加え、同条第四項中「又は」を「若しくは」に改め、同条第六項ただし書の発議に係る」に改め、同条に次の二項を加える。

6 教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、委員長又は委員の発議により、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

7 前項ただし書の委員長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

第十九条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定し、これを公表するものとする。

第二十三条第十八号中「広報」の下に「及び所掌事務に係る教育行政に関する相談」を加える。

第三十八条に次の一項を加える。

3 市町村委員会は、次条の規定による校長の意見の申出があつた県費負担教職員について第一項の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

第四十条中「都道府県委員会」の下に「(この条に掲げる一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う者及びこの条に掲げる他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う者)の一方又は双方が第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により当該事務を行うこととされた市町村委員会である場合にあつては、当該一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う教育委員会及び当該他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う教育委員会」を加える。

第四十三条第四項中「第四十七条の二第一項」を「第四十七条の三第一項」に改める。

第四十七条第一項の表第十六条各号列記以外の部分の項中「その権限の委任を受けた者」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五条第一項、第五十八条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により同法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員の任用に関する事務を行うこととされた市町村教育委員会」に改め、同表第十六条第三号の項中「都道府県教育委員会から権限の委任を受けた者」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により同法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員の懲戒に関する事務を行うこととされた市町村教育委員会」に改め、同表第二十九号第一項第一号の項中「昭和三十一年法律第六十二号」を削る。

第四章第二節中第四十七条の三を第四十七条の四とし、第四十七条の二を第四十七条の三とし、第四十七条の次に次の一条を加える。
(県費負担教職員の免職及び都道府県の職への採用)

第四十七条の二 都道府県委員会は、地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八条第一項の規定にかかわらず、その任命に係る市町村の県費負担教職員(教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭)同法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者(以下この項において「再任用職員」という。)を除く。並びに講師(再任用職員及び非常勤の講師を除く。)に限る。で次の各号のいずれにも該当するもの(同法第二十八条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者を除く。)を免職し、引き続き当該都道府県の常時勤務を要する職(指導主事並びに校長、園長及び教員の職を除く。)に採用することができ、

一 児童又は生徒に対する指導が不適切であること。
二 研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認められること。
三 事実の確認の方法その他前項の県費負担教職員が同項各号に該当するかどうかを判断するための手続に必要事項は、都道府県の教育委員会規則で定めるものとする。

3 都道府県委員会は、第一項の規定による採用に当たつては、公務の能率的な運営を確保する見地から、同項の県費負担教職員の適性、知識等について十分に考慮するものとする。

4 第四十条後段の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条後段中「当該他の市町村」とあるのは、「当該都道府県」と読み替へるものとする。

第四十八条第二項第十号中「広報」の下に「及び教育行政に関する相談」を加える。
第四十九条及び第五十条を次のように改める。
第四十九条及び第五十条 削除

附 則
この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

理 由

地方教育行政に地域住民や保護者の意向等をより的確に反映させ、教育委員会の活性化を図るため、教育委員会の委員の構成等について所要の措置を講ずるとともに、児童又は生徒に対する指導が不適切である市町村の県費負担教職員に対して

より適切に対応するため、都道府県教育委員会は当該県費負担教職員を免職し、引き続き都道府県の教員以外の職に採用することができることとし、あわせて、規制緩和を推進するため、公立高等学校の通学区域に係る規定を削除する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 小学校においては、前条各号に掲げる目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特に社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実を努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返して行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

三 施設又は設備を損壊する行為

四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続に必要事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

第四十条中「第二十一条」を「第十八条の二、第二十一条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第十八条の二中「前条各号」とあるのは、「第三十六条各号」と読み替へるものとする。

第五十一条中「第二十一条」を「第十八条の二、第二十一条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第十八条の二中「前条各号」とあるのは、「第四十二条各号」と読み替へるものとする。

第五十一条の九第二項中「第二十一条」を「第十八条の二、第二十一条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十八条の二中「前条各号」とあるのは、「第五十一条の三各号」と読み替へるものとする。

第五十二条の次に次の一条を加える。

第五十二条の二 大学は、通信による教育を行うことができる。

第五十四条中「学部」の下に「又は通信による教育を行う学部」を加える。

第五十四条の二を削る。

第五十五条第一項ただし書中「第五十四条の二」を「前条の夜間において授業を行う」に、「こえる」を「超える」に改める。

第五十六条に次の一項を加える。
前項の規定にかかわらず、大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

第五十七條第三項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第六十六條の次に次の一条を加える。

第六十六條の二 大学院を置く大学には、夜間において授業を行う研究科又は通信による教育を行う研究科を置くことができる。

第六十七條に次の一項を加える。

前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第五十二條の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

第六十八條の三中「大学に」を「当該大学に」に改め、「多年」を削る。

第六十九條の二第四項中「第五十四條及び第五十四條の二第二項」を「及び第五十四條」に改める。

第七十三條の三第一項中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改め、同条第二項中「寮母」を「寄宿舎指導員」に、「養育」を「日常生活上の世話及び生活指導」に改める。

第七十六條中「第十九條」を「第十八條の二（第四十條及び第五十一條において読み替えて準用する場合を含む。）、第十九條」に、「第五十四條の二第二項」を「第五十二條の二」に改める。

第八十二條の十中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十六條の改正規定 公布の日から起算して六月を経過した日

二 第五十六條に一項を加える改正規定、第五十七條第三項の改正規定、第六十七條に一項

を加える改正規定並びに第七十三條の三及び第八十二條の十の改正規定並びに次条及び附則第五條から第十六條までの規定 平成十四年四月一日

（市町村立学校職員給与負担法等の一部改正）

第二条 次に掲げる法律の規定中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

一 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条

二 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第二条第二項

三 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第二条第三項、第十三條、第十五條及び第十七條第一項

四 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）第二条第一項、第二十條見出しを含む。、第二十二條及び第二十三條第一項

五 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条第二項

（社会教育法の一部改正）

第三条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十九條中「第五十四條の二」を「第五十二條の二」に改める。

（私立学校法の一部改正）

第四条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「第五十四條の二」を「第五十二條の二」に改める。

（博物館法の一部改正）

第五條 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第六條中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改める。

（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部改正）

第六條 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改め、「できる者」の下に「（この項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。

第十八條中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改める。

（診療放射線技師法の一部改正）

第七條 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一号中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改め、「できる者」の下に「（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。

附則第十一項中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改める。

（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部改正）

第八條 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一号中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改め、「できる者」の下に「（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。

附則第四項中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改める。

（理学療法士及び作業療法士法の一部改正）

第九條 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十四年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

（柔道整復師法の一部改正）

第十條 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改め、「できる者」の下に「（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。

附則第十一項中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改める。

（視能訓練士法の一部改正）

第十一條 視能訓練士法（昭和四十六年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一号中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改め、「できる者」の下に「（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。

附則第六項中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改める。

（柔道整復師法の一部改正）

第十條 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改め、「できる者」の下に「（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。

附則第十一項中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改める。

（視能訓練士法の一部改正）

第十一條 視能訓練士法（昭和四十六年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第十四條第一号中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改め、「できる者」の下に「（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。

附則第五項中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）

第十二條 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十九條第一号中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改め、「できる者」の下に「（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。

附則第十一項中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）

第十二條 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十九條第一号中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改め、「できる者」の下に「（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。

附則第十一項中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改める。

て、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。」を加え、同条第三号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、「できる者」の下に「（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。

（臨床工学技士法の一部改正）

第十三条 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、「できる者」の下に「（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。

附則第四号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改める。

（義肢装具士法の一部改正）

第十四条 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、「できる者」の下に「（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。

附則第四号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改める。

（救急救命士法の一部改正）

第十五条 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、「できる者」の下に「（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加え、同条第四号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、「できるもの」

の下に「（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。

附則第三号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改める。

（言語聴覚士法の一部改正）

第十六条 言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三号第一号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、「できる者」の下に「（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。

理由

学校における多様な教育の実施を促進するため、小学校等においては児童等の体験的な学習活動、特に社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実を努めることとするともに、大学が特に優れた資質を有すると認める者は、高等学校を卒業した者でなくとも当該大学に入学させることができることとし、あわせて、小学校及び中学校における出席停止制度について要件を明確化し、出席停止期間中の学習の支援等について定めるほか、盲学校、聾学校及び養護学校の寄宿舎に置かれる寮母の名称等を変更する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会教育法の一部を改正する法律案

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学

校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。

第四条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第五条中「左の」を「次の」に改め、同条第十四号中「第三号」を「第三号第一項」に改め、同条中同条を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、同条第十二号中「視覚聴覚教育」を「視覚聴覚教育」に改め、同条中同条を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、同条の次に次の一号を加える。

十二 青少年に対し社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

第五条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれら奨励に関すること。

第七条第一項中「視覚聴覚教育」を「視覚聴覚教育」に改める。

第九条の四中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を満了した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事の職にあつた期間
ロ 官公署又は社会教育関係団体における社会教育に関する職で文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関する事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又

はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
第九条の四第二号中「且つ」を「かつ」に、「第九号の五」を「次条」に改め、同条第三号中「且つ」を「かつ」に、「一年以上社会教育主事補の職にあつた」を「第一号イからハまでに掲げる期間を満了した期間が一年以上になる」に改め、同条第四号中「第九号の五」を「次条」に、「前各号」を「前三号」に改める。

第十五条第二項及び第三十号第一項中「関係者」の下に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

社会教育行政の体制の整備を図るため、家庭教育に関する講座の開設及び青少年に対し体験活動の機会を提供する事業の実施等の事務を教育委員会の事務に規定するとともに、社会教育委員等に家庭教育の向上に資する活動を行う者を委嘱できるようにし、あわせて社会教育主事の資格要件について社会教育に關係のある事業における一定の業務に従事した期間を評価できるようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十三年六月十一日印刷

平成十三年六月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局